

役員報酬及び退職手当等の支給基準検討に係る他事例との比較

○旭川市立大学：公立大学法人設立前の現時点で、現学校法人が理事長予定者、学長予定者と協議して他の公立大学法人や地方公共団体の状況を参考にしながら考え方を整理しているものであり、公立大学法人設立後に公立大学法人から本市に対して届出される予定である。

○比較対象とした他の事例：次の条件により、令和4年9月時点における各法人のホームページに掲載されている規則等の情報を整理したものである。

・条件1：道内公立大学のうち市が設置主体の公立大学法人により運営されている場合（下表㉖及び㉗）

・条件2：道外公立大学のうち市が設置主体の公立大学法人により運営され、かつ旭川大学と同様の学生規模（1,000～1,500名程度）で理事長と学長が別置の場合（下表㉘～㉚）

大学名	旭川市立大学 (素案)	㉖札幌市立大学	㉗千歳科学技術大学	㉘青森公立大学	㉙前橋工科大学	㉚長岡造形大学	㉛長野大学	㉜山陽小野田市立 山口東京理科大学
	理事長学長別置型	理事長学長一体型	理事長学長一体型	理事長学長別置型	理事長学長別置型	理事長学長別置型	理事長学長別置型	理事長学長別置型
①報酬不支給の 条件設定	就業規則に定める 職員が役員を兼務 する場合は役員報 酬不支給	規定なし	給与規程の適用を受 ける職員を兼務する 役員については役員 報酬不支給	規定なし	役員が職員を兼ねる 場合は役員報酬不支 給（給与規程に基づ く給与を支給）	給与規程の適用を受 ける職員を兼務する 役員については役員 報酬不支給	給与規程の適用を受 ける職員を兼務する 役員については役員 報酬不支給	規定なし
②理事長 ※退職手当は別 に㉖で整理	・ 年俸9,000,000円 の範囲内 ・ 通勤手当	・ 月額391,000円～ 1,107,000円 ・ 期末手当 ・ 通勤手当 ・ 寒冷地手当 ・ 住居手当 ・ 地域手当 ・ 単身赴任手当	・ 月額818,000円以 内 （＝「一般職の給与 に関する法律（昭和 25年法律第95 号）」の指定職俸給 表を準用し指定職俸 給表3号俸以内） ・ 期末手当 ・ 通勤手当 ・ 寒冷地手当	・ 月額846,700円 ・ 期末手当 ・ 通勤手当 ・ 寒冷地手当	・ 月額720,000円以 内 ※特例規程により 月額576,000円 ・ 通勤手当 ・ 期末手当	・ 月額759,000円 ・ 住居手当 ・ 通勤手当 ・ 期末手当 ・ 寒冷地手当	・ 年俸6,000,000円 ・ 通勤手当	・ 月額710,000円 ・ 期末手当 ・ 通勤手当 ・ 住居手当 ・ 特殊勤務手当
③副理事長 ※別置型の場合 学長 ※退職手当は別 に㉖で整理	・ 年俸11,000,000 円の範囲内 ・ 通勤手当	・ 月額391,000円～ 1,107,000円 ・ 期末手当 ・ 通勤手当 ・ 寒冷地手当 ・ 住居手当 ・ 地域手当 ・ 単身赴任手当	・ 月額600,000円以 内で理事長が定める 額 ・ 期末手当 ・ 通勤手当 ・ 寒冷地手当	・ 月額842,500円 ・ 期末手当 ・ 通勤手当 ・ 寒冷地手当	・ 月額720,000円以 内 ・ 期末手当 ・ 通勤手当	・ 月額759,000円 （学長である者）又 は月額598,000円 （学長でない者） ・ 住居手当 ・ 通勤手当 ・ 期末手当 ・ 寒冷地手当	・ 年俸9,500,000円 ・ 通勤手当	・ 月額650,000円 ・ 期末手当 ・ 通勤手当 ・ 住居手当 ・ 特殊勤務手当

大学名	旭川市立大学 (素案)	㉗札幌市立大学	㉘千歳科学技術大学	㉙青森公立大学	㉚前橋工科大学	㉛長岡造形大学	㉜長野大学	㉝山陽小野田市立 山口東京理科大学
	理事長学長別置型	理事長学長一体型	理事長学長一体型	理事長学長別置型	理事長学長別置型	理事長学長別置型	理事長学長別置型	理事長学長別置型
④常勤理事 ※退職手当は別に⑥で整理	・ 年俸6,000,000円の範囲内 ・ 通勤手当	・ 月額391,000円～1,107,000円 ・ 期末手当 ・ 通勤手当 ・ 寒冷地手当 ・ 住居手当 ・ 地域手当 ・ 単身赴任手当	・ 月額600,000円以内で理事長が定める額 ・ 期末手当 ・ 通勤手当 ・ 寒冷地手当	・ 月額25,000円 ※職員が役員を兼務する場合：月額25,000円（管理職手当を支給されている場合は特例あり）	・ 別に定めるとされており詳細は不明	・ 常勤理事の報酬に関わる規定がなく、現在の常勤理事は、給与規程の適用を受ける職員が兼務している状況である。	・ 年俸5,500,000円 ・ 通勤手当	・ 月額542,000円 ・ 期末手当 ・ 通勤手当 ・ 住居手当 ・ 特殊勤務手当
⑤非常勤役員	・ 月額20,000円 ・ 通勤手当 →旅費規程	・ 常勤給を基に職位、経歴及び勤務形態により決定	・ 月額25,000円 ・ 通勤手当 →旅費規程	・ 月額25,000円	・ 月額20,000円 ・ 通勤手当 →旅費規程	・ 年額200,000円	・ 月額30,000円	・ 月額30,000円 ・ 通勤手当 →旅費規程
⑥役員退職手当	・ 理事長，副理事長(学長)，常勤理事に対して支給あり	・ 理事長，副理事長，常勤理事に対して支給あり	・ 理事長，副理事長，常勤理事に対して支給あり	・ 理事長，副理事長(学長)に対して支給あり ・ 常勤理事に対しては規定がなく，令和4年9月現在，対象となる者が在籍していない。	・ 理事長，副理事長(学長)，常勤理事に対して支給あり	・ 理事長，副理事長(学長)に対して支給あり ・ 常勤理事に対しては規定がなく，令和4年9月現在，対象となる者が在籍していない。	・ 支給なし	・ 理事長，副理事長(学長)，常勤理事に対して支給あり
	(支給内容) ・ 退職事由の区分による退職の日における給料月額×勤続年数に応じる支給率	(支給内容) ・ 退職時の給料月額×12.5/100×在職月数	(支給内容) ・ 退職時の給料月額×12.5/100×在職月数	(支給内容) ・ 退職時の給料月額×12.5/100×在職月数	(支給内容) ・ 退職時の給料月額×12.5/100×在職月数	(支給内容) ・ 理事長：退職時の給料月額×35/100×在職月数 ・ 副理事長(学長)：退職時の給料月額×35/100×在職月数 ・ 副理事長(学長以外)：退職時の給料月額×20/100×在職月数		(支給内容) ・ 退職時の給料月額×25/100×在職月数